

防災・減災，国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在，世界は異常な気候変動の影響を受け，各国各地が甚大な被害を被っています。我が国も例外ではなく，豪雨による河川の氾濫や土砂崩落，地震，高潮，暴風・波浪，豪雪が発生するなど，自然災害の頻発化・激甚化にさらされています。このような甚大な自然災害に備え，国民の生命・財産を守る防災・減災機能の強化や国土強靱化は，一層重要性を増しており，喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け，国は，重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた教訓を踏まえ，国土強靱化の取組を加速化・深化させていくことを目的に，「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに，重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し，集中的に取り組んでいるが，その期限が令和3年3月末までとなっています。

こうした中，過去最多の雨量を超える記録的な豪雨によって，河川の氾濫，堤防の決壊，山間部の土砂災害等が発生し，多くの尊い命が奪われるなど，犠牲者は後を絶ちません。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え，迅速な復旧復興へとつなげるよう「防災・減災，国土強靱化」に対し，より一層，十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要があります。

よって，国におかれては，次の措置を講じられるよう強く要望します。

- 1 令和2年度末が期限の「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに，国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また，その配分に当たっては，社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和2年9月30日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災，国土強靱化担当） あて